



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局
法制文書課

定期第 6 5 5 号 令和 5 年 1 2 月 1 5 日 発行

目 次

【告示】

番 号	表 題	担当課名
5 7 8	瀬戸内海環境保全特別措置法の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった件	環境管理課
5 7 9	土地改良区の定款の変更を認可した件	農山漁村振興課
5 8 0	保安林の指定を解除する件	森林整備課
5 8 1	都市計画法の規定による工事が完了した件	都市計画課

【選挙管理委員会告示】

番 号	表 題	担当課名
1 3 0	地方自治法の規定による条例の制定又は改廃の請求及び監査の請求をする場合の県議会議員及び知事の選挙権を有する者の50分の1の数を告示する件	
1 3 1	地方自治法の規定による県議会の解散の請求、知事の解職の請求及び主要公務員の解職の請求をする場合の県議会議員及び知事の選挙権を有する者の総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数を告示する件	
1 3 2	地方自治法の規定による県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区における県議会議員の選挙権を有する者の3分の1の数を告示する件	

【選挙管理委員会告示】

番 号	表	題	担当課名
1 3 3		地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定による県教育委員会の教育長又は委員の解職の請求をする場合の知事の選挙権を有する者の総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数を告示する件	

徳島県告示第五百七十八号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第一百十号）第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第四項の規定により、その概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和五年十二月十五日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 申請の概要

1 申請者

名 称 株式会社 大真空

住 所 兵庫県加古川市平岡町新在家一三八九

代表者 代表取締役社長 飯塚 実

2 工場又は事業場

名 称 株式会社 大真空 徳島事業所 第二工場

所在地 吉野川市鴨島町牛島一九三九 一五

3 特定施設の種類

水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第六十五号に規定する酸又はアルカリによる表面処理施設

4 特定施設及び汚水等の処理に関する事項

二の縦覧の期間及び場所において、関係書類を備え置いて縦覧に供するとともに、徳島県危機管理環境部環境管理課ホームページにおいて公表する。

二 縦覧の期間及び場所

1 期間

令和五年十二月十五日から

令和六年一月五日まで

2 場所

徳島県危機管理環境部環境管理課及び吉野川市市民部環境企画課

徳島県告示第五百七十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和五年十二月十五日

徳島県知事

後藤田

正

純

土地改良区の事務所の所在地及び名称	認可年月日
阿南市那賀川町 島尻土地改良区	令和五年十二月一日

徳島県告示第五百八十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和五年十二月十五日

徳島県知事 後藤田 正 純

- 一 解除に係る保安林の所在場所
板野郡上板町西分字滝ノ宮五の一、五の三、五の四、六
- 二 保安林として指定された目的
名所又は旧跡の風致の保存
- 三 解除の理由
指定理由の消滅

徳島県告示第五百八十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次のとおり工事が完了したことを公告する。

令和五年十二月十五日

徳島県知事 後藤田 正 純

開発区域又は工区に含まれる 地域の名称	開発許可を受けた者	
	住所	氏名
吉野川市鴨島町内原字大道南一〇一番一	徳島市国府町池尻一六四番地の一 LiveSt yle 二〇八号室	小路 直紀 小路 都香沙
名西郡石井町高川原字南島一二七番五及び一二七番四の一部	名西郡石井町石井字石井五九七番地一 シャーメゾン石井A棟二〇二一	伊藤 桃子 伊藤 匠
同 字高川原八二七番一及び八二八番一並びに八二九番一から八二九番三まで、八三〇番一、八三一番一、八八八番一及び八八八番四の各一部並びに八二九番一地先道	徳島市昭和町八丁目五五番地	有限会社優企画
同 浦庄字上浦二四九番一	名西郡石井町浦庄字上浦二五一番地一	高田 実
板野郡松茂町住吉字住吉開拓一番七七、一八五番三、一八五番六及び一八六番一	板野郡北島町江尻字妙蛇池三二番地一	株式会社渡辺不動産
同 北島町北村字大黒四三番一の一部	海部郡美波町奥河内字弁才天一番地三	大西 瑞菜 大西 秀平

徳島県選挙管理委員会告示第百二十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項の規定による条例の制定又は改廃の請求及び同法第七十五条第一項の規定による監査の請求をする場合の県議会議員及び知事の選挙権を有する者の五十分の一の数は、次のとおりである。

令和五年十二月十五日

徳島県選挙管理委員会委員長

中 田 丑 五 郎

一一、一八六人

徳島県選挙管理委員会告示第百三十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十六条第一項の規定による県議会の解散の請求、同法第八十一条第一項の規定による知事の解職の請求及び同法第八十六条第一項の規定による主要公務員の解職の請求をする場合の県議会議員及び知事の選挙権を有する者の総数のうち四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和五年十二月十五日

徳島県選挙管理委員会委員長

中 田 丑 五 郎

一六八、二二〇人

徳島県選挙管理委員会告示第百三十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第一項の規定による県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区における県議会議員の選挙権を有する者の三分の一の数は、次のとおりである。

令和五年十二月十五日

徳島県選挙管理委員会委員長 中 田 丑 五 郎

選挙区名	数
徳島	七〇、三九五
鳴門	一五、六九二
小松島・勝浦	一一、一七七
阿南	一九、六八一
吉野川	一一、〇九三
阿波	一〇、〇七五
美馬	一〇、一〇三
三好第一	六、八一九
名西	八、四六四
那賀	二、二〇五
海部	五、三八一
板野	二七、一五九
三好第二	三、八四五

徳島県選挙管理委員会告示第百三十三号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第一項の規定による県教育委員会の教育長又は委員の解職の請求をする場合の知事の選挙権を有する者の総数のうち四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和五年十二月十五日

徳島県選挙管理委員会委員長 中 田 丑 五 郎

一六八、二二〇人